

令和8年余市町議会第2回臨時会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時59分

○招 集 年 月 日

令和8年4月22日（水曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和8年4月22日（水曜日）午前10時

○出 席 議 員 （15名）

余市町議会議長	7番	藤 野 博 三
余市町議会副議長	3番	岸 本 好 且
余市町議会議員	1番	山 本 正 行
〃	2番	尾 森 加奈恵
〃	4番	佐 藤 剛 司
〃	5番	内 海 富美子
〃	6番	庄 巖 龍
〃	8番	川内谷 幸 恵
〃	9番	土 屋 美奈子
〃	11番	茅 根 英 昭
〃	12番	中 井 寿 夫
〃	13番	ジャストミートあたる
〃	14番	大 物 翔
〃	15番	白 川 栄美子
〃	16番	寺 田 進

○欠 席 議 員 （0名）

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	渡 邊 郁 尚
総 務 部 長	高 田 幸 樹
総 務 課 長	荒 井 拓之介
財 政 課 長	後 藤 将 人
税 務 課 長	照 井 芳 明
民 生 部 長	成 田 文 明
福 祉 課 長	枝 村 潤
子育て・健康推進課長	新 木 徹 也
保 険 課 長	住 吉 孝 之
環 境 対 策 課 長	佐々木 大 介
総 合 政 策 部 長	橋 端 良 平
政 策 推 進 課 長	金 田 直 也
農 林 水 産 課 長	北 島 貴 光
商 工 観 光 課 長	鈴 木 貴 之
建 設 水 道 部 長	紺 谷 友 之
建 設 課 長	井 上 健 男
まちづくり計画課長	二 木 二 郎
水道課長（併）下水道課長	山 岸 睦
会計管理者（併）会計課長	小 黒 雅 文
農業委員会事務局長	佐々木 孝 太
教育委員会教育長	高 橋 伸 明
教 育 部 長	大 森 直 也
学 校 教 育 課 長	本 間 憲 明
社 会 教 育 課 長	松 尾 智 幸
選挙管理委員会事務局長 （併）監査委員事務局長	小 林 武

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広
議事係 長 中 山 達 郎
書 記 山 内 千 洋

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
- 第 3 議案第 1 号 余市町行政手続条例の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第 2 号 余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第 3 号 余市町税条例の一部を改正する条例案
- 第 6 議案第 4 号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
- 第 7 議案第 5 号 余市町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第 6 号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

開 会 午前 10 時 00 分

○議長（藤野博三君） ただいまから令和 8 年余市町議会第 2 回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 15 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案 6 件、他に議長の諸般報告です。

○議長（藤野博三君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議席番号 6 番、庄議員、議席番号 8 番、川内谷議員、議席番号 9 番、土屋議員、以上のとおり指名いたします。

○議長（藤野博三君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○11 番（茅根英昭君） 令和 8 年余市町議会第 2 回臨時会開催に当たり、昨日午前 10 時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員 7 名の出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高田総務部長、荒井総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案 6 件、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日 1 日と決定いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りににつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第 3、議案第 1 号 余市町行政手続条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 4、議案第 2 号 余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、議案第3号 余市町税条例の一部を改正する条例案、日程第6、議案第4号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案、以上2件につきましては、それぞれ関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、議案第5号 余市町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第8、議案第6号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（藤野博三君） ただいま委員長から報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

今期臨時会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（藤野博三君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（藤野博三君） 日程第3、議案第1号 余市町行政手続条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（荒井拓之介君） ただいま上程されました議案第1号 余市町行政手続条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、令和5年法律第63号として改正された行政手続法が令和8年5月21日より施行されることとなり、国における同法に基づく公示送達の手続についてはインターネットを利用する方法により閲覧できる状態にするとともに、掲示場への掲示または事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することができる状態にする方法により実施されることとなるため、本町行政手続条例に基づく公示送達においても同様の手法が取れるよう一部改正をするものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第1号 余市町行政手続条例の一部を改正する条例案。

余市町行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年4月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町行政手続条例の一部を改正する条例。

余市町行政手続条例（平成9年余市町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

第15条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「第3項」を「第4項」に改める。

第22条第3項中「第3項」の次に「及び第4項」を加え、「「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」を「同項中「とき」とあるのは「とき」に、「「掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項」を「同条第4項」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含

む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

以上、議案第1号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） 質問させていただきます。

今回の余市町行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり制定、これ読ませていただきましたが、これ通知方法を簡略化とデジタル対応にしたのかなというふうに私は取るのですが、これに関して合っているかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

それと、文中の4項の中盤に「当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は」とあります。またはと文中にあります、これは掲示場とプラス電子計算機とはなるのでしょうか。これが2つ目の質問です。

15条の第1項に、ここには書いていませんが、聴聞を行う前に行政は必ず事前通知をしなければならないと。どんな処分か、根拠となる法令、そしてその理由、事実関係です。それと、聴聞の日時と場所、反論の場所、それと担当部署の情報、窓口になります。これ書面で交付することになっておるようですが、これ交付が届かなかった場合の文言だと思われそうですが、過去どのような事例が余市町においてあったかちょっとお示しいただきたい。これが3つ目。

4つ目が交付が届かない状態というのはどのよ

うな場合を想定されているかということと、あと電子計算機の映像面とありますが、どのような状態のことをいうのか。先ほどインターネットで閲覧できるとありましたが、庁舎内の端末、最先端というか、古平の役場内では大きいモニターがあるわけです。タッチできて、それで自分で検索できるようになるのですか。そういった端末を想定しているのか、それともＰＣのようなマウスとキーボードで触るようなものを想定しているのか。

以上の点が質問点でございます。よろしくお願いします。

○総務課長（荒井拓之介君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきます。

まず、簡略化してデジタルに対応したものかということの確認ということで、こちらももとは掲示板上に掲示していたものをインターネットを利用してできるようにするのと、もともと掲示板を使用していたので、それをそのまま使うかパソコン、端末を置いて掲示板と同じ内容を見れるようにするかという二者択一ができるようにするものでございます。インターネットによる閲覧ができるようにするのと同時に、掲示板で見るか端末を窓口なりに置いて見るかということになります。

次に、またはの意味ですが、今回答えたとおり、またはということで、役場の前の掲示板上に掲示するか役場の中に端末を置いて同じ情報を見れるようにするかという形になります。

あと、過去に不利益処分の聴聞手続があったかどうかということの確認だったのですけれども、過去には不利益処分に対する聴聞手続で公示送達を行った事例はございません。

それと、映像をどのような場面で想定するかということなのですが、先ほどもおっしゃったとおり、役場の中にパソコンを置いて公示送達の掲示しているものと同じものを見れるようにする措置を取るかもともと使っている掲示板をその

まま使うかという形になるかと思うのですけれども、今取扱いとしては掲示板を使うかＰＣを使うかというのは今後ちょっと検討させて、どちらを取るかというのは検討させていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

答弁漏れがありましたら申し訳ございません。

（「議事進行」の声あり）

○13番（ジャストミートあたる君） 答弁漏れありました。交付が届かない状態はどのような場合を想定しているかというところが抜けているような気がします。

○総務課長（荒井拓之介君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきます。

対象者の所在が分からない、郵便物が届かないといった場合を想定しておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○13番（ジャストミートあたる君） 再質問いたします。

先ほど掲示場、掲示板か電子計算機、インターネットでつなげているかどうか、これ例えばさっき聞くとどっちかに選択するように聞こえたのですが、これ同時に2つ、例えば掲示板上に貼りつつ、インターネット上、言わば電算機で見られるようにするのか、これ2つやったほうがいいのではありませんか。何か今聞いた感じだとどっちか一つに絞らなければいけないみたいな感じだったのですけれども、これもう一回質問したいと思います。これ、またはでなく及びで公示事項をお示しになったほうがいいのではないかなと思います。

それと、交付が届かなかった場合は過去どのような事例があったかの質問に対してなかったというのですが、この間のクリーンセンターの件は、これ当てはまるのではないですか。クリーンセンターの畑、耕していた件、これ当てはまると思われるのですが、これは違うのでしょうか。

あと、電算機の映像で端末を置くとありましたが、これ自分で検索する形なのか、オートでぐるぐる回っていく形なのか、この3つ再質問です。よろしくお願いします。

○総務課長（荒井拓之介君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度の質問に答弁させていただきます。

公示送達の方法なのですけれども、インターネットでどこからでも見れるようにするのがまず1点、家からでも見れるようにするのがまず1点。もう一つの方法としては掲示板または役場の中に端末を置いてという説明をさせていただきましたが、この扱いに関しては基本的には行政手続法の規定と合わせる形でまたはを使わせていただいておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

あと、次の質問なのですけれども、クリーンセンターの件というのはちょっと私のほうでよく分からないのですけれども、基本的に行政手続条例に基づく公示送達というのは不利益処分、役場が行った不利益処分に対する公示送達になりますので、そのおっしゃっている件が不利益処分に該当するのかわちょっと私のほうでは判断できないところですので、ご理解願います。

もう一点、自分で検索するのかわということなのですけれども、これに関しては今後国だとか北海道とかも同じようにやっていくことになると思いますので、そういったところの手法を取り入れながら、今後どういうふうにやっていくのか検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解願いますようよろしくお願い申し上げます。

（「議事進行」の声あり）

○13番（ジャストミートあたる君） 私の質問は、掲示場に貼られて、かつ電子計算機、この2つは併用はあるのかという質問だったのですけれども、ちょっと答弁からはそれ酌み取ることできませんでしたので、併用したほうがいいのではない

かということで、どちらかを選ぶのではなく併用という形はないのかということの質問です。

○総務課長（荒井拓之介君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきます。

またはですので、併用ということは考えておりません。どちらか。基本的には恐らく今までやってきた掲示板に掲示する方法を選択すると思いますので、ご理解願いますようよろしくお願い申し上げます。

○13番（ジャストミートあたる君） 今クリーンセンターの件分からないとおっしゃられたのですが、不利益処分について今お言葉あったのですけれども、では不利益処分は何のことをいうのですか。クリーンセンターの件も、これ不利益処分の一つに入ると思われますが、そのところご説明いただきたい。不利益処分についてということかと、これ掲示板と電算機でどちらかを選ぶと今おっしゃられましたけれども、掲示場に貼ることをやめて電子計算機、言わばインターネットで見れる状態にするには、余市のホームページ見ても探したいものがなかなかたどり着けなかったりするので、どこら辺に掲示するのか。例えばトップページに貼るのか、それとも階層でいったら3階層、4階層入っていくのか。分かりやすいところやらないと、届かなかった。だから、インターネットで公示した。2週間見てそれを届いたとみなすというのはちょっと私的には乱暴なことのよう思われます。だから、私はやっぱり併用というのがいいと思いますが、どちらか取るといって掲示場、今までどおりやるのだったらそれでもいいのかもしれませんが、電算機のみになった場合、そういった届かないからインターネットに出した、イコールそれでオーケーとなると、憲法にもありますように、正式な手続においてそういったことを行わなければならないという憲法上にもあります。これに関してみなしで終わるのはどう

お考えなのか、最後にこれにお答えください。

○総務課長（荒井拓之介君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度の質問に答弁させていただきます。

不利益処分の定義なのですけれども、不利益処分というのは特定の人に義務を課したり権利を制限する処分というふうに定義されております。

次に、トップページで見れるようにするべきではないかというお話だったのですけれども、これに関しても先ほども申し上げましたが、行政手続条例に基づく不利益処分による聴聞をした後の公示送達、今までしたことがございません。今後も想定されるような案件があまり考えにくいことから、あまりトップページに載せるというふうには今のところは考えてございませんが、その辺も国だとか北海道だとかのやり方を見ながら、今後検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いします。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

では、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

異議がありますので、これより起立により採決

いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第1号 余市町行政手続条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第4、議案第2号 余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○福祉課長（枝村 潤君） ただいま上程されました議案第2号 余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、ガバメントクラウド導入によるシステムの標準化に伴い、標準準拠機能として搭載される住登外者宛名番号を付番管理する住登外者宛名番号管理機能を利用するに当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定により、所要の改正をいたすものでございます。

なお、住登外者をご説明させていただいておりますが、住登外者とは本町に住民登録がない場合でも行政運営上、その方の情報の管理が必要な方を示しているものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に

関する条例の一部を改正する条例案。

余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年4月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお願いします。余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年余市町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 町長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第1中7の項を8の項とし、6の項を7の項とし、5の項の次に次の1項を加える。

6 町長、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第1に次のように加える。

9 教育委員会、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって

規則で定めるもの

別表第2中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの、住民票関係情報であって規則で定めるもの、地方税関係情報であって規則で定めるもの、医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの、住民票関係情報であって規則で定めるもの、地方税関係情報であって規則で定めるもの、医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの、住登外者宛名情報であって規則で定めるもの、住民票関係情報であって規則で定めるもの、地方税関係情報であって規則で定めるもの、医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの、住登外者宛名情報であって規則で定めるもの、地方税関係情報であって規則で定めるもの、医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの、住登外者宛名情報であって規則で定めるもの」に改める。

別表第2に次のように加える。

6 町長、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの、地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3に次のように加える。

4 教育委員会、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの、町長、住登外者宛名情報であ

って規則で定めるもの

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第2号について提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○6番（庄 巖龍君） この法令につきましては私もちょっと興味があった、あったと言うのもちょっと失礼ですね。これ国のほうの法令のほうを今国会で通過したと思うのです。簡単に言うと我が国におけるところの最高法規である憲法というのがありまして、憲法があればその中で法律が制定をされる、国会で法律が制定をされると。それに準じて当該自治体、すなわち余市町を指す、それに準じた形で法律に沿って改正したというような理解であろうというふうに私は思っていたのですが、そのとおりかということをやちょっと確認の意味を込めてご質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○福祉課長（枝村 潤君） 6番、庄議員のご質問に答弁させていただきます。

ただいま庄議員お話のありました法令に準拠した形ということで、提案理由でもご説明させていただいております行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、そこにこのたび地方公共団体のシステムの標準化に伴ってご説明申し上げます住登外者宛名情報という機能が追加されたことによりまして、法律ではその事務を行う場合には条例に規定しなければならないということになってございますので、おっしゃるとおりの見解でこのような改正を行った

ものでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） 質問させていただきます。

この条例案なのですけれども、これ解釈というか、要約すると利便性を理由に管理範囲を広げて運用の自由度を拡張した改正というふうに私は見たのですけれども、この認識でよろしいかどうか。もう一度言います。利便性を理由に管理範囲と運用の自由度を拡張した改正という認識でよいのかというのが1問目です。

次です。これ読むと規則、規則、規則、規則とあるのですけれども、文中にある規則は何でしょうか。これ中身はどういうものなのでしょうか。ちょっとお示しいただきたい。

それで、この規則というのは後から変更できるものなのかという、中身が分からない、調べたのですけれども、出てこないということなので、ちょっとブラックボックス化しているのかなというところが1つあります。これ変更のたびに、規則を変更するたびに議会の承認は通すのでしょうか。これもちょっとお答えいただきたい。

それと、規則で動かす構造で条例で枠を拡張しているように見えます。なので、大枠条例で固めて細かいところは自分たちの規則で回していくというふうに見えてしまうのですけれども、この認識で合っているかどうかお答えいただきたいというのと、次、付番についてです。これ固有の番号を付番、条例の一番最初、4条の4です。固有の番号を付番し、管理するものをいうというふうにあるのですが、これは内部管理の番号でしょうか、それとも余市町内だけで管理する番号なのか、それとも個人番号とはまた違う番号だと思うのですけれども、結局実質的に一元化狙っているのかなんて思うのです。個人番号と内部番号が混在して管理されると思われるのですが、実質的にこれは一元管理になってしまうのではないのかというのが疑問です。

それと、個人番号、マイナンバーです。マイナンバーは使える範囲が結構厳しいのです。制限されて厳しいから、内部処理で独自の番号で管理すればこういった法律の制限というものを抜けられて管理できるのかというふうには私は見れたのですが、これに関してもお答えいただきたい。よろしくお願いします。

○福祉課長（枝村 潤君） 13番、ジャストミートあたる議員からのご質問に答弁申し上げます。

質問が多岐にわたりまして、答弁漏れがありましたらご容赦いただきたいのですが、まず条例案、利便性を広げるようだということでのお話でございます。今回のご提案につきましては、提案説明でもご説明させていただいておりますが、システムの標準化が行われたと、そこに住登外者宛名情報という部分が共通の機能として実装されております。そこで、そういった部分、町民といいますか、番号で管理することによりまして、要するに管理されている方たちの手続の部分では簡素化が望めるかという部分で、その付番を利用した共通の管理を役場庁舎内での管理ということで取扱いさせていただくものでございます。

あとまた、規則という部分でございますが、この条例の施行規則が既に公布されておりまして、おっしゃるとおり条例で大枠という部分で、規則にはその事務の詳細、その取扱いについて規定しているものでございまして、規則につきましてはこの条例公布されて施行後に規則改正も同時に行っていくような予定でございますし、その改正につきましては議会の議決等は必要ないものと考えております。

番号の付番なのですが、先ほども答弁させていただいておりますが、内部管理の番号でございまして、余市町役場内の管理する番号でございます。

また、マイナンバーの部分もございましたが、このマイナンバーの取扱いについては法律にのっ

とった取扱いで運用しているものでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

（「議事進行」の声あり）

○13番（ジャストミートあたる君） 規則で動かす構造で条例で枠を拡張しているように見えるに対して明確な答えがなかったように思われますというのと、あと一つ、個人番号と内部番号が混在して管理して実質的一元化なのかということにもちょっと明確な答えがなかったと思いますが、再度お答えいただきたい。

○福祉課長（枝村 潤君） 13番、ジャストミートあたる議員の答弁漏れございまして申し訳ございません。条例で大枠、規則で詳細というようなお話がありまして、先ほども若干触れさせていただいておりますが、条例に規定する部分には法律に基づいた運用といいますか、条例に規定しなければならないという形で条例改正をこのたび提案させていただいております。その事務の内容については施行規則で詳細といいますか、その事務について規定しているものでございます。

番号について一元管理という部分でのお話ございましたが、これはシステムの標準化によって役場庁舎内での一元管理という形で取り扱う番号でございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○13番（ジャストミートあたる君） ありがとうございます。システム改良、簡素化ということでお答えいただきました。先ほど規則で動かすことになるように私は受け取ったのですが、この規則というのはいつでも余市町の庁舎の中で変えることができる、つまり私たち議員の監視が届かないように見えるのですよね、規則がころころ変えられると。やっぱりこれをある程度固めて私たちに示さないといけないと私は思われます。これに関しては答弁結構です。

内部番号についてなのですが、内部番号というのはいろいろな自治体で平準化と先ほどおっしゃったと思うのですが、余市町内で管理され

ている番号というのはほかの自治体でも同じような番号で使われるのでしょうか、それとも余市町内だけなののでしょうかというのが再質問です。例えばこれ余市町外で住民票なくても余市町の行政に関わる人にもつけるということだったのですが、マイナンバーを拒否している方いらっしゃるのです。個人番号が嫌だと。そういう人たちに対しても強制的に番号を付番するように思えるのですが、そのところいかがでしょうか、お答えください。

○福祉課長（枝村 潤君） 13番、ジャストミートあたる議員からの再度のご質問に答弁させていただきます。

ただいま内部番号、これは提案説明では標準化、システムの標準化という形でお話しさせていただいております。町外との連携といいますか、そういった部分はただいまご提案しています住登外者宛名番号という部分では町外には該当してこないもので、町外ともし仮に連携等が必要な場合はマイナンバーを使うことになるかと存じます。

また、住登外者につける、先ほどマイナンバーを持っていないようなニュアンスでお話ありましたが、この提案につきましては、これまでも従前事務の中では住登外者宛名番号という部分は役場の事務の中では付番しております。その管理が今回のシステムの標準化というもので共通の認識を持つという形でありますので、このたび条例提案させていただいておりますので、強制というようなお話ありましたけれども、管理上住登外者宛名情報という部分は付番するものでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○13番（ジャストミートあたる君） 町内のみ、つまり余市町内のみで使われるために付番するという答弁だったと思いますが、これ既に付番されているもの、結局これ実質的に一元管理になるのではないかと私はやっぱり思うのです。つまりもう既に付番されているものと個人番号

で、対外的には、他の自治体と連携取るときは個人番号、余市町内は内部番号、これとの連携は今どういうふうにとっているのでしょうか。最後に答弁よろしくをお願いします。

○福祉課長（枝村 潤君） 13番、ジャストミートあたる議員からの再度のご質問に答弁させていただきます。

一元管理と議員おっしゃっておりますが、まさに一元管理というか、この住登外者宛名情報の番号というのは管理して行いますし、それはマイナンバーとは別な番号ということで認識いただきたいと存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

では、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第5、議案第3号 余市町税条例の一部を改正する条例案、日程第6、議案第4号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案、以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第5及び日程第6を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○税務課長（照井芳明君） ただいま上程されました議案第3号 余市町税条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）並びに地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和8年総務省令第44号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第45号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第46号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第47号）が令和8年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることにより、本町税条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容について申し上げます。個人住民税につきましては、住宅借入金等特別税額控除適用期限の延長等を行うものであります。

次に、固定資産税につきまして、令和9年度分より免税点の見直しを行い、家屋に係る免税点を現行20万円から30万円に、償却資産に係る免税点を現行150万円から180万円にそれぞれ引き上げる改正でございます。

次に、軽自動車税につきましては、環境性能割を令和8年3月31日に廃止され、軽自動車税種別割を軽自動車税に改める改正でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 余市町税条例の一部を改正する条例案。

余市町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年4月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町税条例の一部を改正する条例。

余市町税条例（昭和37年余市町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等

(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。))又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。))であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。))若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のよう改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を

軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、

「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を

「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とし、同条に次の1項を加える。

25 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第13項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第14項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に

規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3） 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び

第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第18条第5項第2号及び第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が

前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1） 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

（2） 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

（3） 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する

特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日

(3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定

及び附則第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日（町民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の余市町税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の余市町税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の余市町税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条

第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の余市町税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町

民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(余市町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 余市町税条例等の一部を改正する条例(平成26年余市町条例第7号)の一部を次のよう

に改正する。

附則第 6 条中「の種別割」を削る。

以上、議案第 3 号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、一括上程されております議案第 4 号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第 3 号と同様、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことにより、本町都市計画税条例の一部を改正する条例についても所要の改正を行うものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第 4 号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案。

余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 4 月 22 日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

余市町都市計画税条例の一部を改正する条例（昭和 41 年余市町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 14 項」を「附則第 15 条第 13 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 32 項」を「附則第 15 条第 31 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 36 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改める。

附則第 7 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条

第 41 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改める。

附則第 19 項を附則第 20 項とする。

附則第 18 項中「第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」を「第 8 項、第 12 項から第 16 項まで、第 18 項、第 19 項、第 23 項、第 26 項、第 30 項から第 32 項まで、第 35 項、第 36 項、第 40 項若しくは第 43 項」に改め、同項を附則第 19 項とする。

附則第 17 項中「附則第 9 項及び第 11 項」を「附則第 10 項及び第 12 項」に、「附則第 9 項及び第 12 項」を「附則第 10 項及び附則第 13 項」に、「附則第 10 項、第 12 項及び第 13 項」を「附則第 11 項、第 13 項及び第 14 項」に、「附則第 12 項から第 14 項まで」を「附則第 13 項から第 15 項まで」に、「附則第 14 項」を「附則第 15 項」に、「附則第 15 項」を「附則第 16 項」に改め、同項を附則第 18 項とする。

附則第 16 項中「附則第 14 項」を「附則第 15 項」に改め、同項を附則第 17 項とする。

附則第 15 項を附則第 16 項とし、附則第 14 項を附則第 15 項とする。

附則第 13 項中「附則第 9 項」を「附則第 10 項」に改め、同項を附則第 14 項とする。

附則第 12 項中「附則第 9 項」を「附則第 10 項」に改め、同項を附則第 13 項とする。

附則第 11 項中「附則第 9 項」を「附則第 10 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項を附則第 11 項とし、附則第 9 項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演

芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3） 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第8項を附則第9項とし、附則第7項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

8 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第

1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

以上、議案第4号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案2件について、これより質疑を行います。

○6番（庄 巖龍君） 42.195キロを100メートル走で走ったように大変息切れのするように言って、課長はつらいようです。

私は変な癖がございまして、通常国会、またあるいは臨時国会が終わった後に今国会ではどんな法律が通ったか、何本通ったかというのをよく見るのであって、今回も結構な本数の法案が通っていて、特に軽自動車税のことについては非常に心があったものですから、これ通ったなということで見えておりました。その中で、先ほど課長のほうから説明がございましたとおり、これはあくまでさきの議案2号と同じように今国会で成立した法令に従いまして、余市町もそれに照らし合わせて条例化したということの認識でよろしいかというふうな確認をしたいと思ひまして、そのお答えをいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○税務課長（照井芳明君） 6番、庄議員からのご質問に答弁させていただきます。

議員のおっしゃるとおり、国の法律に基づきまして今回の軽自動車税に関しても改正をさせていただいているところでございます。

○13番（ジャストミートあたる君） 質問させていただきます。

軽自動車税の環境性能割の廃止がこれに書かれているのですけれども、廃止に至った経緯というのを公式にお伺いしたいというのが1点。

主な内容、別紙頂いたのですけれども、これに先ほどのご説明にあった第19条の3、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例ということなのですけれども、特定暗号資産とは何を指すのでしょうか。定義をお示しいただきたい。日本国内で扱える暗号資産と海外で扱える暗号資産違うわけで、日本人は海外の暗号資産の取引上、使えないわけなのです。となると、この特定暗号資産というのは日本国内で扱われているものを指すのか、それとも海外も含めるのかというのが、この特定暗号資産というのが飲み取れないので、お示しいただきたい。

申告の仕方は、国税には雑所得で納めて、その後町が処理するのでしょうか。つまり確定申告のときにそういった項目が増えて、記入するだけであとは町がやってくれるのか、それともこちら側で2回申告しなければいけないのか、そういったところが気になっていますので、そのところをよろしくお願いします。

これ読んだら実質町民税のみ資産分離課税になっているように思われるのです。100分の3が町民税の所得割を課すると書いてあるので、これ実質町民税のみ資産分離課税になっているように見えるので、そのところも確認したいと思います。

それと、3%というのは余市町独自の所得割なのか、それともこの改正は全国の自治体共通なのかお示しいただきたい。

○税務課長（照井芳明君） 議席番号13番、ジャストミートあたる議員のご質問に対しまして答弁させていただきます。若干漏れる可能性もありますので、そこはご了承いただきまして、またご質問いただければと思います。

まず、質問にありました軽自動車税の廃止の経過ということでございますけれども、こちらは米

国関税措置の影響を緩和しまして国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担軽減、簡素化するために環境性能割というものを廃止をさせていただいているものでございます。

次に、暗号資産の定義というものは……先に海外のものか国内のものかというご質問なのですが、こちら国内のものということで認識をしてございます。

そして、町民税の100分の3ということのご質問ですけれども、こちらにつきましては、特定暗号資産につきましては今までは総合課税という形で課税されておりました、こちらは最大で55%、今回の改正によりまして分離課税というところへ変わります。住民税率につきましては5%、そのうち2%が北海道、町としましては、こちらの条例にも記載されておりますとおり、100分の3、3%ということで認識をしてございます。

確定申告のものでございますけれども、こちらにつきまして国税のほうの確定申告、こちらのほうで申告をいただければこちらのほうにも申告の状況については通知されてきますので、それにおいて課税をさせていただくというふうに認識をしてございます。

（「議事進行」の声あり）

○13番（ジャストミートあたる君） 3%というのは余市独自か、その改正は全国の自治体で共通かということが抜けていたと思います。

それと、町民税のみ分離課税かの質問のところのパーセンテージのところ、ちょっとごによごによと聞こえづらかったので、改めてそのところは聞き直したいと思います。ちょっと聞こえづらかったです。

○税務課長（照井芳明君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問に答弁させていただきます。

答弁漏れございまして、聞きづらいところござ

いまして申し訳ございませんでした。こちらの余市町の100分の3、3%につきましては、これは全国的、一律ということでございます。

今回の改正内容としまして、先ほども申し上げましたが、分離課税の部分につきまして住民税率、こちらが5%という形になってございます。その中で北海道は2%、町民税につきましては先ほども申し上げましたとおり3%ということになってございますので、ご理解いただきたいと思います。

○13番（ジャストミートあたる君） 軽自動車税の環境性能割なのですが、この廃止は自動車業界の活性化ということですが、やっぱりこれ環境性能、軽自動車買うときにかかる環境性能割がなくなって、実質減税と言い切ってしまうのでしょうか。ここもお答えいただきたい。活性化と言っていますが、制度がよく見たら複雑なのですね、環境性能割。その割に効果が小さいというふうに私は見ておりますが、予算書、決算書見ても環境性能割400万円から500万円ぐらいの歳入となっており、手間と比べれば歳入が少ないのが、それも込みなのかなというところと、あとインフラ、軽は生活インフラで、地方においては、北海道においてはどんどん、どんどん鉄路がなくなっていく中、購入時負担軽減の意味も込みでこういったことがなくなったのかな、イコールこれ活性化と取るのかどうかというところの見解、インフラ対策というところがあるのか、それとも制度が複雑で、割に効果が小さいというふうに私は見ているのですが、その点に関してもちょっと見解をいただきたい。

暗号資産の町民税5%なのですが、これ総合課税だったときは住民税10%持っていられるのですが、分離課税になって5%になったとおっしゃるのですが、これ実質5%の減税になるのでしょうか、ちょっとそこら辺も改めて確認したいと思います。よろしくお願いします。

○税務課長（照井芳明君） 13番、ジャストミ

トあたる議員のご質問に答弁申し上げます。

まず、軽自動車税の関係なのですが、こちらにつきましては今までの環境性能割の部分の税金、本当は減収になっているということで認識してございます。こちらにつきましては、地方税の減収分につきましては国の責任において手当てをされるということで伺ってございます。

また、暗号資産の5%につきましては、もともと先ほども申し上げましたとおり総合課税のときには最大で55%、その内訳としましては所得割で5から45%の累進課税で、住民税率については10%という形の最大で55%ということになってございます。今回の改正によりましては、申告の分離課税といたしまして所得税率として15%、そして住民税率で5%という形で課税されることになってございますので、ご理解いただきたいと思います。

（「議事進行」の声あり）

○13番（ジャストミートあたる君） 実質これは減税になるのかどうかという、暗号通貨の部分は実質減税かどうかという質問だったのですが、そこをもう一度お願いします。

○税務課長（照井芳明君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に答弁申し上げます。

回答漏れてしましまして大変申し訳ございませんでした。実質的にはやはり減税ということで認識してございますので、ご理解いただきたいと思います。

○13番（ジャストミートあたる君） 今回の余市町税条例の改正というのは見た感じ全体的に減税方向でまとめられているのかなと思われませんが、全体的に見て減税なのか、それともそういったところは減税もあれば増税もあるのかというところ、全体的でちょっと、町民にはこの改正が福祉の向上となるのかどうかの見解をお示しいただきたい。

（「議事進行」の声あり）

○6番（庄 巖龍君） 質疑中でございますけれども、税条例の改定の話でございまして、税の改定であって、それが税が減るからといって減税だとか、あるいは税が増えるから増税だとか、そういった言葉尻で言うのはいかがなものかと思えます。その辺につきましては、答弁方につきましては、先ほどからも照井税務課長おっしゃっているとおり、税制の改正ということで上げていますので、これは国会でもそのような形で通っておりますので、このような形で慎重にご答弁のほうをしていただくように議長にはお取り計らいお願いのほど申し上げます。

○議長（藤野博三君） 照井税務課長に申し上げます。

法律が改定による税の改正でありますので、それに沿った答弁をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○税務課長（照井芳明君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に答弁させていただきたいと思えます。

今回の条例改正によりまして課税者、町民に対しての所得割の控除が増えるという形になってございますので、町民に対しては有利な感じになるのではないかというふうに認識してございます。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

では、これにて質疑を終結いたします。

まず、議案第3号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 余市町税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第7、議案第5号 余市町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○税務課長（照井芳明君） ただいま上程されました議案第5号 余市町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、地方税法における公示送達の手続の改正が令和8年5月21日より施行され、インターネットを利用する方法により閲覧できる状態にするとともに、掲示場への掲示または事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することができる状態にする方法により実施されることとなるため、本町税外諸収入金につきましても同様に所要の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第5号 余市町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年4月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例。

余市町税外諸収入金の徴収に関する条例（昭和37年余市町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条中「、その者」を「その者」に、「書類の要旨を公告し、公告の初日から7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。」を「その送達に代えて公示送達をすることができる。」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の公示送達は、余市町税条例の例により行うものとし、公示送達に係る措置を開始した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

附則

この条例は、令和8年5月21日から施行する。

以上、議案第5号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） 今説明伺ったときに電算機の映像というのがちょっと聞こえてきたのですが、これ先ほど議案第1号のときと同じような条件で公示送達されるということでしょうか。

○税務課長（照井芳明君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問について答弁申し上げます。

先ほど議案第1号にもありましたとおり、議案第5号の税外諸収入金の徴収に関する条例につきましても同様の取扱いとさせていただきたいと考えてございます。

○13番（ジャストミートあたる君） ということは、先ほどあったように掲示場か電子計算機の併用というのはなく、どちらかのみということになるのでしょうか。

○税務課長（照井芳明君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほどの繰り返しにもなるのですが、議案第1号と同じような取扱いをさせていただきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

異議がありますので、これより起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第5号 余市町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 日程第8、議案第6号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(齊藤啓輔君) ただいま上程されました議案第6号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

ご案内のとおり、本町4月1日付の人事異動の発令に伴いまして固定資産評価員につきましても異動が生じましたので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、本臨時会において選任同意の提案を申し上げる次第でございます。

地方税法第404条第2項には、市町村長が当該市町村の議会の同意を得て選任すると規定されておりますことから、議員各位のお手元に配付いたしております照井芳明を固定資産評価員としてご同意いただきたく、提案申し上げる次第でございます。

それでは、お手元に配付してございます議案を

朗読申し上げます。

議案第6号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて。

余市町固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和8年4月22日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。記、住所、余市郡余市町黒川町16丁目11番地3。氏名、照井芳明。生年月日、昭和43年10月24日生まれ。

以上、議案第6号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番(ジャストミートあたる君) 評価員の選任についてなのですが、これどのような経緯でこの方を選任したのかお伺いしたいと思います。

○総務部長(高田幸樹君) 13番、ジャストミートあたる議員からのご質問に私のほうから答弁させていただきます。存じます。

余市町固定資産評価員につきましては、先ほども申し上げましたとおり4月1日付人事異動におきまして税務課長が異動になったのに関わりまして、今回選任のご同意をご提案申し上げる次第でございます。まず、税務課長自体が充て職のように固定資産評価員ということで選任同意を求めるものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長(藤野博三君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

では、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

んか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

○議長（藤野博三君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和8年余市町議会第2回臨時会を閉会いたします。

閉 会 午前11時59分

上記会議録は、中山書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 7番 藤 野 博 三

余市町議会議員 6番 庄 巖 龍

余市町議会議員 8番 川 内 谷 幸 恵

余市町議会議員 9番 土 屋 美 奈 子